

VI 参考資料

1 平成 25～29 年度計画「支援の具体的計画」実績一覧

項目	内容	実績			
		25年度	26年度	27年度	28年度
1 子育てや生活の支援					
(1) 日常生活への支援					
ヘルパー派遣事業	病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、日常生活のお手伝いをする家庭生活支援員だけでなく、多様なヘルパーの派遣の充実を図ります。	日常生活支援事業利用者: 母子 449 人 寡婦 0 人 父子 81 人	日常生活支援事業利用者: 母子 453 人 寡婦 0 人 父子 110 人	日常生活支援事業利用者: 母子 428 人 寡婦 3 人 父子 124 人	日常生活支援事業利用者: 母子 408 人 寡婦 1 人 父子 89 人
子育て短期支援事業	保護者の疾病や疲労等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、状況に応じて児童家庭支援センターで子どもを預かります。	利用者数:延べ 1,268 人	利用者数:延べ 3,063 人	利用者数:延べ 4,683 人	利用者数:延べ 4,473 人
(2) 保育所への優先的な入所					
保育所への優先的な入所	未就学児のいる世帯が安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。	保育所等の利用にあたり、保育の必要性の認定基準を満たしているひとり親家庭について、利用調整における優先度を上げている。			
(3) 市営住宅申込時の優遇					
市営住宅申込時の優遇	市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、入居しやすくします。	母子父子世帯 当選戸数: 78 戸(募集戸 数 1,200 戸)	母子父子世帯 当選戸数: 101 戸(募集戸 数 1,253 戸)	母子父子世帯 当選戸数: 108 戸(募集戸 数 1,282 戸)	母子父子世帯 当選戸数: 99 戸(募集戸 数 1,250 戸)
(4) 民間住宅あんしん入居					
民間住宅あんしん入居	家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。	成約: 1 人	成約: 1 人	成約: 0 人	成約: 1 人
(5) 子育てりぶいん					
子育てりぶいん	小学校修了前(28年度10月から18歳未満の)の子どもがいる世帯が安心して入居できるよう、子育て環境に適した賃貸住宅を横浜市が認定し、家賃補助を行います。	管理戸数: 131 戸	管理戸数: 162 戸	管理戸数: 209 戸	管理戸数: 272 戸
(6) 母子生活支援施設					
施設の運営と環境整備	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、その環境の改善を進めます。	8 か所 (155 世帯)	8 か所 (153 世帯)	8 か所 (146 世帯)	8 か所 (162 世帯)
自立支援担当職員の配置	母子生活支援施設利用者が退所後も安定した生活を送ることができるよう、退所後1年間、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。	職員配置:6 人	職員配置:7 人	職員配置:6 人	職員配置:7 人

項目	内容	実績			
		25年度	26年度	27年度	28年度
7) 地域力の活用					
地域力の活用	ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動による支援と共に、ひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発につとめます。	児童扶養手当や母子寡婦福祉資金の申請時に、民生委員の証明等が必要な場合があり、手続きをとおして母子家庭等の実態を把握。			
2 就業の支援					
1) 母子家庭等自立支援給付金事業の実施					
自立支援教育訓練給付金事業の実施	職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の2割(上限10万円)を支給します。 ※28年度から6割(上限20万円)に変更。	支給:26人	支給:17人	支給:18人	支給:26人
高等技能訓練促進事業の実施	看護師等の経済的自立に効果的な資格の修業期間(上限2年)のうち、最後の1/2(上限18か月)の期間に生活費を補助します。また、入学支援修一時金を支給します。 ※27年度から名称を「高等職業訓練促進給付金」に変更。28年に支給期間を上限2年→3年に、修業期間を2年→1年に短縮	支給:151人	支給:147人	支給:141人	支給:110人
2) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施					
就労相談	就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援を行います。	支援者数: 481人 就労者数: 314人	支援者数: 473人 就労者数: 303人	支援者数: 376人 就労者数: 189人	支援者数: 284人 就労者数: 143人
就職情報提供・職業紹介・企業啓発	行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。	職業紹介: 23人 企業訪問: 13社	職業紹介: 31人 企業訪問: 56社	職業紹介: 35人 企業訪問: 9社	職業紹介: 24人 企業訪問: 14社
就職支援講座	ひとり親の就職に有用な技能講座(介護職員初任者講座等)を開催します。	介護職員初任者研修: 1回10人受講	介護職員初任者研修: 1回13人受講	介護職員初任者研修: 25人受講	介護職員初任者研修: 14人受講
就職支援セミナー	ひとり親の就職時の基礎的知識や心構え、パソコン実技等を習得するセミナーを実施し、就職に向けたスキルの取得を図ります。	適職発見セミナー: 6回102人受講	適職発見セミナー: 6回48人受講	適職発見セミナー: 6回37人受講	適職発見セミナー: 6回37人受講
3) 横浜中央職業訓練校					
横浜中央職業訓練校	これから就職する場合や転職するひとり親家庭の親や生活保護受給者が、短期間で就職に役立つ知識や技術及び技能を身につけるための職業能力開発を支援します。	ひとり親家庭向けの科目有り ひとり親家庭への優先枠を設けた科目有り 募集ちらしを区子ども家庭支援課、母子家庭等就業・自立支援センター等に配布			

項目	内容	実績			
		25年度	26年度	27年度	28年度
4) 在宅就業支援事業					
在宅就業支援事業	在宅での ICT 技能の習得等により、新たな就労やより希望に合った職業への転職を支援します。 ※平成 26 年事業終了	訓練終了者数：55 人	訓練終了者数：59 人		
5) ハローワークとの連携強化・雇用の促進					
ハローワークとの連携強化・雇用の促進	求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化します。また雇用の促進についても検討していきます。	ジョブスポットの設置区数：8 区	ジョブスポットの設置区数：13 区	ジョブスポットの設置区数：18 区（完了）	—
3 経済的支援					
1) 児童扶養手当・児童手当					
児童扶養手当・児童手当	児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。 児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。なお、所得により支給額が異なります。	児童扶養手当受給者数：21,078 人 児童手当受給者数：307,405 人	児童扶養手当受給者数：20,869 人 児童手当受給者数：306,136 人	児童扶養手当受給者数：20,561 人 児童手当受給者数：303,572 人	児童扶養手当受給者数：20,089 人 児童手当受給者数：299,900 人
2) ひとり親家庭等医療費助成					
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。	受給対象者：44,146 人	受給対象者：43,790 人	受給対象者：43,503 人	受給対象者：43,202 人
3) 就学援助					
就学援助	お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。	認定者数：39,593 人	認定者数：38,108 人	認定者数：37,415 人	認定者数：36,417 人
4) 母子・寡婦福祉資金貸付					
母子・寡婦福祉資金貸付	技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。 ※平成 26 年度から父子も対象	件数:795 件 金額:385,077 千円	件数:761 件 金額:365,010 千円	件数:687 件 金額:337,206 千円	件数:628 件 金額:311,351 千円
5) 生活保護					
生活保護	働く能力、資産、他の法律・制度で受けられる支援や、扶養義務者からの援助などを活用しても生活が困難な世帯の最低生活を保障するとともに、自立に向けて支援します。	3,851 世帯 ※ 母子世帯数（4 月時点）	4,058 世帯 ※ 母子世帯数（4 月時点）	4,009 世帯 ※ 母子世帯数（4 月時点）	3,809 世帯 ※ 母子世帯数（4 月時点）

項目	内容	実績			
		25年度	26年度	27年度	28年度
6) 特別乗車券交付事業					
特別乗車券交付事業	児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス（ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く）・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。	特別乗車券交付枚数： 18,221枚 シーサイドライン定期券交付枚数： 408枚	特別乗車券交付枚数： 18,089枚 シーサイドライン定期券交付枚数： 399枚	特別乗車券交付枚数： 17,852枚 シーサイドライン定期券交付枚数： 378枚	特別乗車券交付枚数： 17,560枚 シーサイドライン定期券交付枚数： 401枚
4 養育費確保の支援					
1) 法律相談					
法律相談	養育費の取り決めについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。	法律相談： 121人 427件 （内養育費100件）	法律相談： 122人 443件 （内養育費108件）	法律相談： 135人 428件 （内養育費113件）	法律相談： 147人 560件 （内養育費133件）
2) 養育費についての啓発					
養育費についての啓発	養育費の負担は、子どもの成長のために必要不可欠であり、子どもの親として義務であること等を啓発していきます。	養育費セミナー： 2回 25人	養育費セミナー： 2回 22人	養育費セミナー： 3回 30人	養育費セミナー： 4回 45人
5 相談・情報提供					
1) 相談・情報提供の充実					
相談・情報提供の充実	ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう、相談・情報の強化を図ります。	区職員に対し各種事業の担当者説明会や「区新任子ども家庭支援担当職員研修」、「養育費に関する研修」等の実施により、支援者の専門性を向上させることによる窓口の充実を推進。			
2) 離婚前の相談					
離婚前の相談	DV被害者の方や離婚調停中の方等の離婚前の悩みについても、区役所の窓口や、母子家庭等就業・自立支援センターの夜間日常生活電話相談、法律相談、就労相談等で応じます。	電話相談： 121件 法律相談： 83件	電話相談： 125件 法律相談： 84件	電話相談： 207件 法律相談： 74件	電話相談： 207件 法律相談： 81件
3) 支援者の研修					
支援者の研修	ひとり親家庭の相談全般に対応出来るよう支援者に研修を実施し、専門性の向上を図ります。	5（1）に同じ			

項目	内容	実績			
		25年度	26年度	27年度	28年度
6 子どもへのサポート					
1) ひとり親子ども相談					
ひとり親子ども相談	区役所等の日常生活相談において、ひとり親家庭に理解のある相談員が、子どもからの様々な相談に応じます。	5(2)に同じ			
2) 子ども自身の相談を受ける団体・機関との連携					
子ども自身の相談を受ける団体・機関との連携	子ども自身からの相談を受ける団体や機関に対し、ひとり親世帯の生活状況や支援制度等について情報提供等を行います。 また、マザーズハローワーク等における子どもを対象とした職業教育事業等と連携し、子どもの将来に向けた意識付け等を支援します。	児童相談所や関係部署に自立支援計画を配布し、実態調査の結果や実施事業について情報提供。 母子家庭等就業・自立支援センターの夜間電話相談の中で、子ども自身からの相談を受け付ける旨を記載したチラシを配布。			
3) 学習支援事業					
学習支援事業（寄り添い型学習等支援事業） ※平成28年度より、次の2事業に変更 ・寄り添い型生活支援事業(こども青少年局所管) ・寄り添い型学習支援事業(健康福祉局所管)					
学習支援事業	経済困窮や養育に課題があり支援を必要とする小・中学生に対し、学習支援や生活支援を行います。	寄り添い型学習等支援事業 実施区数: 12区	寄り添い型学習等支援事業 実施区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業 実施区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業 実施区数: 18区
4) 面会交流支援事業					
面会交流支援事業	子どもの両親双方の面会交流についての条件等を調整し、面会を実施することで子どもの健やかな育ちにつなげます。	面会交流の理解と知識を深めるための市民向け講座の実施及び相談先の紹介（家庭問題情報センター（FPIC）・法テラス等）			

● 第3期計画の振り返り

第3期の主な取組

○ 子育てや生活の支援

生活の場の安定を図るため、ヘルパー派遣事業の拡充や、疾病・疲労等により一時的に養育が困難になった場合に児童家庭支援センターなどで子どもを預かる子育て短期支援事業を拡充しました。

保育所入所や市営住宅入居について引き続き優先度を高めるほか、生活面で重点的な支援が必要な母子については、母子生活支援施設において自立に向けた支援を行いました。

○ 就業の支援

母子家庭等就業・自立支援センターの就労支援員を区に派遣し、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンによるきめ細かな就労支援を実施しました。

在宅就業支援事業（H26 終了）を実施するとともに、各区役所内にハローワークの職業紹介窓口となるジョブスポットを設置しました。

また、能力開発を行う自立支援給付金事業や、ひとり親が働きやすい職場環境を備えた企業の開拓・確保を推進しました。

○ 経済的支援

児童扶養手当、児童手当や医療費助成など、生活維持のための経済的給付に関する制度周知を実施しました。

また、経済的負担の軽減のため、市内バス、市営地下鉄等の利用を対象とした特別乗車券を交付するとともに、貸付や奨学金の制度周知を実施しました。

課題

○ ヘルパー事業についてはニーズが高まっており、十分な財源や事業者の確保が急務となっています。

○ 住宅の確保については市営住宅の優先枠を設けますが、それでも不十分との意見が多く、民間における低家賃住宅の更なる確保策が求められています。

○ ひとり親家庭が安心して地域で暮らすことができるよう、引き続き地域での関係者のつながりづくりに取り組む必要があります。

○ ひとり親の職探しは、就労形態と子育てとの両立の難しさから、希望と実際の就労にミスマッチが生じやすく、結果として非正規率が高くなり、子どもの貧困状況の要因のひとつとなっています。

○ 貧困の連鎖の解消に向け、本人の状況や生活条件に即した、きめ細かな就業支援の推進が必要です。

○ 収入の安定だけでなく、親の自己肯定感の高まりや子どもへの関わりが前向きになるなど、生活の安定にもつながるため、単なる就労の支援だけでなく、心理面のノウハウなど支援の質の向上が重要です。

○ 経済的支援は、一番助かるという声も多く、大きな支援になっています。一方、子供が大きくなり手当の対象から外れてから自立を模索しても、就職先が限られるなど厳しい現状もあり、中長期的な展望をもって、自立を支援していくことが必要です。

○ 手当の対象でなくなった途端に各種制度も使えなくなり、生活の落差が大きいことが不安となる場合もあるため、マネープランなど将来展望を示しながら、伴走型で支援するなどきめ細やかな支援が求められています。

第3期の取組

○ 養育費確保の支援

養育費の確保のためのパンフレット等により制度周知を強化しました。

(離婚前からの意識付けや離婚時の取決め)

両親の養育費の取り決めについて、弁護士による無料法律相談やセミナー等を実施しました。

○ 相談・情報提供

区役所こども家庭支援課、戸籍課等に名刺大の情報提供カードを配置し、相談窓口を周知しました。

また、メルマガの配信により、直接届く情報提供につとめました。

(6) 子どもへのサポート

学習意欲の醸成などを目的に、経済的困窮状態にある等、養育環境に課題があり支援を必要とするひとり親家庭の子どもに対する、生活・学習支援を実施しました。

課題

○ 民法改正などによる権利擁護の高まりを受け、養育費の相談や法律相談のニーズが増加しており、対応が求められています。

○ 離婚前からの情報提供について、戸籍課と連携するなど、制度周知の取組の強化が必要です。

○ 面会交流については、課題も多く、親の権利だけでなく、子どもの心理的影響に配慮し、子どもの意志を尊重し権利を保障するような支援が必要です。

○ 制度がよく知られていないという意見が多く、引き続きわかりやすい総合的な情報提供・相談機能の強化に取り組む必要があります。また、相談窓口におけるワンストップ的な対応が求められています。

○ 情報提供や相談が様々な場面で展開されるよう、当事者団体や関係機関による連携を促進し、多面的に取り組んでいく必要があります。

○ 貧困の連鎖の防止の視点から、子どもへの学習支援や生活支援など、子ども自身に届く支援の推進が重要となっています。

○ 地域では子ども食堂の取組がはじまっており、ゆるやかな地域の見守り機能としても取組が広がるよう、推進していく必要があります。

○ 現在の支援の取組は中学生から高校生への進学の時期が中心となっていますが、もっと早い時期からの支援が必要との声が多く、小学生、幼児期からのかわりも重要となってきています。

○ 給付型の奨学金も増えてきており、親だけでなく子どもへも制度周知をはかり、意欲につなげていくことも大切です。

2 横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要（平成 29 年度）

（1） 調査の概要

ア 調査目的

ひとり親家庭の生活実態に関する基礎的データの把握のため

イ 調査期間・方法

平成 29 年 5 月 19 日から平成 29 年 6 月 5 日まで郵送配布・郵送回収により調査

ウ 調査対象・回収状況

住民基本台帳から平成 27 年の国勢調査上の横浜市の母子家庭の 15%、父子家庭の 45%を抽出率として、無作為抽出した。

	調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数	調査対象該当率
母子家庭	2,600	903	34.7%	736	28.3%
父子家庭	1,000	283	28.3%	245	24.5%
合 計	3,600	1,186	32.9%	981	27.3%

（2） 結果の概要

（ ）内は、平成 24 年度前回調査

		母子世帯	父子世帯	全体
1 ひとり親になった理由	離別	77.0% (79.0%)	64.5% (83.3%)	73.9% (79.2%)
	死別	10.2% (9.9%)	31.0% (11.9%)	15.4% (10.0%)
	未婚	7.5% (6.4%)	0.4% (0%)	5.7% (6.1%)
	別居、その他	5.3% (4.7%)	4.1% (4.8%)	5.0% (4.7%)
2 住居の状況	賃貸住宅	46.8% (54.2%)	27.0% (23.9%)	41.7% (52.7%)
	持ち家	21.6% (23.5%)	49.4% (61.9%)	28.5% (25.4%)
	本人以外の名義の持ち家	25.4% (-)	18.8% (-)	23.8% (-)
	会社の社宅等、その他	6.2% (-)	4.8% (-)	5.9% (-)
	1 か月あたりの住居費	6.7 万円	9.2 万円	7.4 万円
3 平均年間世帯総収入	361 万円 (331 万円)	643 万円 (571 万円)	432 万円 (344 万円)	
4 平均年間就労収入	295 万円 (263 万円)	615 万円 (543 万円)	379 万円 (279 万円)	
5 就業率	86.3% (84.7%)	89.4% (90.5%)	87.1% (85.0%)	

6 就業形態	正社員・正規職員	44.6% (41.9%)	66.2% (76.3%)	50.1% (43.8%)
	パート・アルバイト	34.6% (38.6%)	2.7% (5.3%)	26.5% (36.8%)
	嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	9.0% (11.8%)	7.8% (5.3%)	8.7% (11.4%)
	人材派遣会社の派遣社員	5.0% (3.6%)	0.5% (0%)	3.9% (3.4%)
	自営業主（商店主・農業など）	5.0% (2.6%)	13.2% (13.1%)	7.1% (3.1%)
	会社などの役員	0.5% (-)	8.2% (-)	2.5% (-)
	自家営業の手伝い、その他	1.3% (1.5%)	1.4% (0%)	1.2% (1.5%)
7 平均就業時間		33 時間 (36 時間)	41 時間 (50 時間)	35 時間 (37 時間)
8 職種	上位 1 位	事務的な仕事	専門知識・技術をいかした仕事	事務的な仕事
	上位 2 位	専門知識・技術をいかした仕事	管理的な仕事	専門知識・技術をいかした仕事
	上位 3 位	サービスの仕事（資格なし）	建設の仕事	サービスの仕事（資格なし）
9 副業率		8.3%	2.3%	6.8%
10 養育費	取り決め率	47.2% (45.0%)	34.3% (18.9%)	44.6% (43.6%)
	受給率（※）	45.5%	11.9%	38.6%
	1 か月あたりの受給額（※）	5.8 万円	2.3 万円	5.5 万円
11 面会交流	取り決め率	30.4%	36.1%	31.6%
	実施率（※）	58.3%	62.7%	59.2%

※過去に受給または実施していた場合を含む。

（3）ひとり親家庭の世帯状況について

ア 就業・収入について

ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は 86.3%、父子家庭の就業率は 89.4%となっており、前回調査から大きな変化はありません。

母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が 44.6%となっていますが、「パート・アルバイト」（34.6%）、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」（9.0%）、「人材派遣会社の派遣社員」（5.0%）を合わせた非正規職員は半数となっています。

一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が 66.2%となっていますが、母子家庭と比べ、「自営業主」（13.2%）や「会社などの役員」（8.2%）の割合が高くなっています。

副業の実施状況については、ダブルワークをしている母子家庭は8.2%、父子家庭は1.8%となっています。また、トリプルワークをしている母子家庭は0.2%、父子家庭は0.5%となっています。

年間の世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の全体平均は432万円ですが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。母子家庭の平均収入は361万円で、前回調査の331万円から大きな変化はありませんが、父子家庭の平均収入は643万円で、前回調査の571万円から増加しています。

また、平成28年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は708万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」647万円に対して、本市の母子家庭は295万円、父子家庭は615万円となっていて、母子家庭が非常に低いことがわかります。

イ 住居について

母子家庭は46.8%が賃貸住宅（「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」）に住んでいます。父子家庭は49.4%が持家に住んでいます。

住居費については全体で73.1%が負担しており、母子家庭の平均住居費は6.7万円、父子家庭の平均住居費は9.2万円となっています。

ウ 養育費について

養育費について取り決めをしている世帯（「取り決めをしている」、「子によって違う」）は44.6%で、前回調査とほぼ同じです。養育費の受給状況については、「現在も受けている」が27.0%、「受けたことがあるが現在は受けていない」が11.6%となっています。

養育費の受給額については、全体平均は月額5.5万円ですが、母子家庭では月額5.8万円、父子家庭は月額2.3万円となっています。

エ 面会交流について

面会交流について取り決めをしていない世帯は62.7%です。面会交流の取り決めをしていない理由は、母子家庭では「相手と関わり合いたくないから」が41.6%と最も多く、父子家庭では「取り決めをしなくても交流できるから」が43.3%と最も多くなっています。

(4) ひとり親家庭の子どもについて

ア 小学生の放課後の居場所について

小学生の子どもが放課後（19時まで）に過ごしている場所は、「自宅」が61.7%と最も多くなっています。

1週間のうち、19時以降に子どもだけで留守番する頻度については、「ほとんどない」が71.0%と最も多くなっています。

イ 子どものことで悩んでいることについて

現在、特に悩んでいることについては、「子どもの教育費の負担」が最も多く、母子家庭では40.6%、父子家庭では20.0%となっています。次いで「子どもの進学や受験のこと」が母子家庭では16.8%、父子家庭では19.6%となっています。

(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が57.6%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」38.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの方が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

(6) 福祉制度の認知状況

福祉制度の認知状況については、「区役所福祉関連窓口」(71.2%)、「児童相談所」(84.3%)、「公共職業安定所(ハローワーク)」(91.3%)、「市営住宅」(82.0%)、「児童扶養手当」(91.4%)、「ひとり親家庭等医療費助成」(75.8%)、「就学援助」(70.7%)、「生活保護」(90.5%)、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」(73.0%)の認知度は高くなっています。

「ジョブスポット」(12.6%)、「母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金」(16.5%)、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援」(8.6%)、「民間住宅あんしん入居」(9.8%)、「子育て短期支援事業」(10.1%)、「寄り添い型学習支援・寄り添い型生活支援」(7.7%)、「夜間電話相談」(13.0%)の認知度は低くなっています。

福祉制度を知った方法については、「区役所の相談窓口」(50.2%)、「ひとり親家庭のしおり」(40.6%)、「横浜市のホームページ」(19.2%)といった行政の広報が多くなっていますが、「友人・知人」の割合も17.2%となっています。

様々な福祉制度について利用したかったが利用できなかった理由については、「利用したかった時に制度を知らなかったから」が42.1%で最も多くなっています。

「ひとり親サポートよこはま」の連絡先を載せた情報カードを平成26年10月から区役所の窓口で配布していますが、認知度は14.9%となっています。

(7) 相談相手について

相談相手がいる母子家庭は74.9%、父子家庭は49.8%となっています。相談相手が欲しい母子家庭は12.6%、父子家庭は20.4%となっています。

ひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動があった場合、参加してみたい母子家庭は22.3%、父子家庭は29.4%と、父子家庭の方が高くなっています。

3 ヒアリング調査結果の概要（平成 29 年度）

（1） ヒアリング状況

	ヒアリング対象		実施日
1	民生委員・児童委員	主任児童委員連絡会	7/13
2	市社協	市社会福祉協議会事務局	7/21
3	保育園	市立保育園課長園長会議（課長園長）	6/21
4	幼稚園	市内私立幼稚園4園 （うち認定こども園2園）	7/4～ 7/11
5	小・中学校	方面別学校教育事務所	7/7
6	地域子育て支援拠点	横浜子育てパートナー連絡会議	6/27
7	母子生活支援施設	県母子生活支援施設協議会	7/10
8	横浜市男女共同参画センター	男女共同参画センター横浜	7/24
9	ひとり親関連事業受託法人	2事業者 （日常生活支援事業、児童家庭支援センター事業、ひとり親の生活・学習支援モデル事業、寄り添い型生活支援事業 受託法人）	6/30 及び 7/14
10	区こども家庭支援課	区こども家庭支援課社会福祉職幹事区会 （社会福祉職専任職、社会福祉職）	6/1
11	区生活支援課	健康福祉局生活支援課 （社会福祉職※区生活支援課業務経験者）	7/28
12	当事者団体①	一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会	8/13
13	当事者団体②	一般社団法人 日本シングルマザー支援協会	7/27
14	当事者団体③	NPO法人 しんぐるまざーず・ふぉーらむ	7/24

（2） 主なヒアリング項目

- ・ひとり親家庭の状況、親・子どもの様子
- ・ひとり親として生活をしていく上で、あるいは支援をしていく上で課題・困難に感じていること
- ・ひとり親家庭への支援として有効と考える支援
- ・今後より一層必要と考えられる支援の内容 等

(3) ヒアリングから見えてきた状況

(相談)

- ひとり親の方は、忙しい合間をぬって相談に来ているので、なかなか余裕がない。区役所も土日が開いているわけではない。余裕をもって十分な情報提供を受けられるよう、相談に乗れる体制が必要。(支援者)
- 養育費の確保や様々な支援など、もっと離婚時から事前に情報を知ることができていれば、ここまで困窮に至らず済んだのでは、と後になって思う。(当事者)
- 戸籍の窓口で離婚時から相談にのるなど、早いうちからの情報提供が大事だ。(支援者)

(子どもへの支援・教育)

- ひとり親の子は、わりと早いうちから人生をあきらめがちであるように感じる。不安定な親や、弟妹を自分が支えなければと、自らそこにアイデンティティを置いている場合もあるが、もう少しその子の生活・学習の機会が保証されてもよいのではないか。(支援者)
- できれば早いうちからの学習支援、子どもに直接届く支援が必要。(支援者)
- 子どもにはできるだけ進学して、困窮状況から巣立ってほしいと思っているが、進学費(学費以外にも必要なこまごまとした経費も)が重荷であり、将来が不安。(当事者)
- 子どもは、親の様子をみて、これ以上無理をさせられないと、進学をあきらめてしまうケースも依然多い。奨学金などの情報は大人への情報が中心となっているが、もっと子どもの後押しになるような、子ども目線の情報提供ができないものだろうか。(支援者)

(自立支援)

- 子どもが大きくなって、児童扶養手当がなくなってから自立となっても、就職先が厳しく、気づくのが遅いという印象が否めない。早い時期から自立を支援していかないと、依存せざるをえず、なかなか困窮状態の解消は厳しい。(支援者)
- 自立をしたくない人はゼロである。児童扶養手当の受給時と、そこから少し稼ぎがアップして離脱した時の様々な優遇策がなくなることのギャップが大きい。離脱した人には例えば一定期間税が優遇される、あるいはひとり親医療が一定期間は使えるといったような緩和策も必要(当事者)
- ひとり親になった理由は様々でも、共通しているのは喪失感。自己否定感が(親子ともに)低い部分を高めていくことも、自立支援には必要。(支援者)

(福祉的課題)

- ひとり親であること自身が課題ではなく、ひとり親×〇〇と他の課題が重なり深刻化する。ひとり親の抱える課題状況をカテゴライズし、その層その層ごとの支援が必要。(支援者)

○福祉的課題が強い世帯は、ひとり親であるからというより、その他の要因が大きいように思う。子どもが障害を抱えているだけでなく、親自身も障害を抱えていたりする。障害を抱える子、方への支援も並行しながらひとり親支援を考えることも重要ではないか。（支援者）

（住宅）

○住宅に関する困難が大きいと感じている。他都市ではひとり親への住居費手当などあったりするが、もう少しひとり親が入りやすい住宅の確保・施策が必要ではないか。（支援者）

○やはり、横浜市は家賃が高い。10万近くがザラだ。公営住宅はなかなかあたらない。住宅費に費やすお金を減らすことができれば、その分、収入がアップしたことと同じで、貯蓄など子どもへ回せるお金も増える。現在は、公営住宅にあたった人はラッキー、という状況だ。（当事者）

（父子への支援）

○母子だけでなく、父子家庭への支援も必要。特に子の育ちからみた生活面の支援。（支援者）

○父親がそれでいい、と思っていることが、子の育ちからみると課題がある場合も多い。母子と比べて父子への支援の少なさをみると、もう少し積極的な支援ができないものか。また、当事者同士の意見交換の機会などもあってよいのではないか。（支援者）

（地域展開）

○区役所に行くのがハードルが高いと感じているひとり親の方の様子もうかがえる。もっと身近な相談窓口が必要なのではないだろうか。拠点でも、ひとり親同士の交流などもっと考えていってよいと思うが、そのノウハウがない（支援者）

○地域でのよりそい、つながりづくりの必要性和“主たるかかわりを持つ人”をどうつくるか。高齢者の地域支援の仕組みのようなものが、ひとり親など困難を抱える子育て世帯にもあるとよい。（困難な高齢者を地域ケアプラザの地域コーディネーターに相談できるような感じで）（支援者）

○子ども食堂や、地域の人たちによる学習支援といった取組は有効と思っている。子どもだけでなく多世代支援にもつながるし、そのようなゆるやかな見守り機能が地域には必要で、尽力したいと思っている。ただ、今のところ、本当はきてほしい、課題を抱えている子どもたちが子ども食堂に来ているかという、まだそういう状況ではない。（支援者）

4 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会（平成 29 年度）

● 委員

	所属	役職	氏名
1	(公財)横浜市男女共同参画推進協会	事業企画課長	白藤 香織
2	母子生活支援施設 カーサ野庭	施設長	高橋 智一
3	(社福)横浜市社会福祉協議会	地域活動部長	田邊 裕子
4	(社福)たすけあいゆい	理事長	濱田 静江
5	本間法律事務所	弁護士	本間 春代
6	マザーズハローワーク横浜	統括職業指導官	松田 利花
7	(一財)横浜市母子寡婦福祉会	理事長	道下 久美子
8	横浜市民生委員児童委員協議会	理事	峰松 雅子
9	立教大学コミュニティ福祉学部	教授	湯澤 直美
10	鶴見区こども家庭支援課	課長	中澤 智
11	横浜市南浅間保育園	園長	西川 洋子
12	瀬谷区こども家庭支援課	課長	柴山 一彦
13	横浜市中心職業訓練校 (経済局雇用労働課担当課長)	校長	石川 裕純
14	健康福祉局生活支援課	課長	鈴木 茂久
15	建築局住宅政策課	課長	磐村 信哉

(50音順 敬称略)

● 事務局

	所属	役職	氏名
	こども青少年局こども福祉保健部	部長	細野 博嗣
	こども青少年局企画調整課	課長	福嶋 誠也
	こども青少年局保育・教育運営課	課長	武居 秀顕
	こども青少年局こども家庭課	課長	谷口 千尋

5 横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要（令和4年度）

（1）調査の概要

ア 調査目的

計画を一部改訂及び計画期間の延長を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含め、ひとり親家庭の生活実態等の情報を収集するため。

イ 調査期間

令和4年11月18日から令和4年12月5日まで

ウ 調査方法

アンケート案内チラシを調査対象者世帯に郵送し、記載された二次元バーコードから対象者が電子申請システムにアクセスして回答。電子申請システムの回答が困難な場合は郵送により授受。

エ 調査対象・回収状況

本市のひとり親家庭支援制度を利用した市民から無作為抽出した、1,500世帯（母子世帯：1,300世帯、父子世帯200世帯）

	調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数	調査対象該当率
母子家庭	1,300			452	34.8%
父子家庭	200			45	22.5%
合計	1,500	502	33.5%	497	33.1%

（2）結果の概要

		母子世帯	父子世帯	全体
1 ひとり親になった理由	離別	88.5%	77.8%	87.5%
	死別	3.1%	15.6%	4.2%
	未婚	8.2%	0.0%	7.4%
	別居、その他	0.2%	6.7%	0.8%
2 住居の状況	賃貸住宅	54.5%	42.2%	53.3%
	持ち家	17.5%	37.8%	19.3%
	本人以外の名義の持ち家	24.1%	20.0%	23.7%
	会社の社宅等、その他	4.0%	0.0%	3.6%
	1か月あたりの平均住居費	-	-	7.2万円

		母子世帯	父子世帯	全体	
4	平均年間就労収入	231.6万円	292.4万円	237.2万円	
5	就業率	87.6%	88.9%	87.7%	
6	就業形態	正社員・正規職員	43.7%	50.0%	44.3%
		パート・アルバイト	32.1%	12.5%	30.3%
		嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	10.4%	15.0%	10.8%
		人材派遣会社の派遣社員	5.6%	0.0%	5.0%
		自営業主（商店主・農業など）	2.5%	15.0%	3.7%
		会社などの役員	0.5%	0.0%	0.9%
		自家営業の手伝い、その他	5.4%	2.5%	5.0%
8	職種	上位1位	事務的な仕事	専門知識・技術をいかした仕事	事務的な仕事
		上位2位	専門知識・技術をいかした仕事	その他	専門知識・技術をいかした仕事
		上位3位	サービスの仕事（資格あり）	建設、清掃、包装の仕事	その他
9	副業	副業率	12.4%	17.5%	12.9%
		新型コロナウイルス感染症拡大の影響で副業を始めた人の割合	5.3%	12.5%	6.0%
10	養育費	取り決め率	51.7%	20.0%	49.4%
		新型コロナウイルス感染症拡大の影響が養育費の受け取りにあった人の割合	13.5%	5.8%	12.9%
11	面会交流	取り決め率	33.4%	25.7%	32.8%
		実施率（過去に実施していた場合を含む）	63.6%	71.4%	64.2%
		新型コロナウイルス感染症拡大の影響が面会交流にあった人の割合	17.6%	12.0%	17.2%

※平成29年度調査項目の「3 平均年間世帯総収入」「7 平均就業時間」は、令和4年度においては調査を行っていません。

(3) ひとり親家庭の世帯状況について

ア 就業・収入について

ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は 87.6%、父子家庭の就業率は 88.9%となっており、前回調査から大きな変化はありません。

母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が 43.7%となっていますが、「パート・アルバイト」(32.1%)、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」(10.4%)、「人材派遣会社の派遣社員」(5.6%)を合わせた非正規職員は半数となっています。

一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が 50.0%となっていますが、母子家庭と比べ、「自営業主」(15.0%)の割合が高くなっています。

副業の実施状況については、母子家庭は 12.4%、父子家庭は 5.0%となっています。うち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で副業を始めたと回答したのは母子家庭で 5.3%、父子家庭で 12.5%でした。

年間の稼働収入の全体平均は 237.2 万円で、母子家庭が 231.6 万円、父子家庭は 292.4 万円でした。

イ 住居について

母子家庭は 54.5%が賃貸住宅（「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」）に住んでいますが、父子家庭は 57.8%が持家（「本人名義の持ち家」「本人以外の名義の持ち家」）に住んでいます。

住居費については全体で 74.6%が負担しており、平均住居費は 7.2 万円となっています。

ウ 養育費について

養育費について取り決めをしている世帯（「取り決めをしている」、「子によって違う」）は 50.2%でした。また、養育費の取り決めの有無について、ひとり親になってからの経過年数別にみると「取り決めをしている」の割合が、ひとり親になってからの経過年数と共に減少しており、経過年数「1 年未満」だと 73.1%、「1～10 年」で 52.0%、「11 年以上」で 36.6%でした。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が養育費の受け取りにあった方について、「取り決めは変えていないが支払が滞ったり払われなくなったりしている」が 11%、「双方合意の上増額した」が 0.2%、「双方合意の上減額した」が 1.7%でした。

エ 面会交流について

面会交流について取り決めをしていない世帯は 65.3%です。面会交流の取り決めをしていない理由は、「相手が面会交流を求めてこない」が 49.3%、次いで「子どもが会いたがらない」42.0%、「面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になる」27.5%となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が面会交流にあった方について、「感染防止のため、面会交流の頻度を減らした。又は面会交流を取りやめた」と回答した割合は全体で 17.2%でした。母子家庭は 17.6%、父子家庭は 12.0%でした。

(4) ひとり親家庭の子どもについて

ア 子どもの事について悩んでいること

子どもの事について現在悩んでいる事は、「子どもの将来について（進学、受験、就職）」が最も多く 523 人、次いで「子どもの日常の学習について」が 339 人、「子どもの生活習慣や生活態度について」317 人となった。

(5) 福祉制度の認知状況

福祉制度の認知状況については、「ひとり親家庭等のための手当（児童扶養手当）」99.4%、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」90.3%が非常に高い認知度であった。

次に「ひとり親家庭対象の新型コロナウイルス対策の給付金」63.4%、「就労相談や法律相談（ひとり親サポートよこはま）」51.1%、「資格取得のための給付金（受講料の支援、生活費の支援）39.6%と続いた。一方で 20%未満の制度が 7 つあった。

母子・父子家庭別にみると、「就労相談や法律相談（ひとり親サポートよこはま）」の認知度が、母子家庭では 53.3%だったのに対し、父子家庭では 28.9%と低かった。

福祉制度を知った経路・きっかけについては、「ひとり親家庭のしおり」68.1%が最も多く、次に「区役所の相談窓口」50.2%であった。

割合は半減するが、「横浜市のウェブページ」24.0%、「ひとり親サポートよこはまのウェブページ」22.2%とウェブサイトからの情報入手についても確認できた。

福祉制度を知ったきっかけは、母子家庭では「ひとり親家庭のしおり」が 69.4%で最も多かった。一方、父子家庭では「区役所の相談窓口」が 64.4%で最も高かった。

(6) 相談相手について

相談相手がいる母子家庭は 58.4%、父子家庭は 40.0%となっています。相談相手が欲しい母子家庭は 21.5%、父子家庭は 33.3%となっています。

6 ヒアリング調査結果の概要（令和4年度）

（1） ヒアリング状況

	ヒアリング対象		実施日
1	支援者団体	横浜市社会福祉協議会事務局	11/25
2	当事者団体①	一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会	11/24
3	当事者団体②	一般社団法人 日本シングルマザー支援協会	11/16
4	当事者団体③	NPO法人 しんぐるまざーず・ふぉーらむ	11/25

（2） 主なヒアリング項目

- ・新型コロナ禍の影響とみられるひとり親家庭の状況、親・子どもの様子の変化
- ・新型コロナ禍の前後で就労環境（求人・求職）に変化があったと感じたこと
- ・ひとり親家庭の支援のニーズと、効果的な支援として考えていること、支援のうえで困難と感じていること
- ・ひとり親家庭の自立のために必要と感じること
- ・相談者の制度認知状況に課題があると感じた施策

（3） ヒアリングから見えてきた状況

（新型コロナ禍の影響とみられるひとり親家庭の状況、親・子どもの様子の変化）

- 学校の休校や不登校、また新型コロナウイルス罹患や濃厚接触等の理由で子どもが自宅にいると、親は仕事に行くことができない。特に非正規雇用の場合、就労できないことで収入が減少し、そのことによって親が精神的に不安定になり、子どもとの関係も悪くなっている。
- これまで顔を合わせる時間が少なかった夫婦が、仕事がリモートワークになり在宅時間が増えたことで、お互いに不満が溜まり、離婚相談が増えた。離婚につながったケースも多い。
- 休校などで子どもが学校に行かない期間があったことで、学校再開後もそのまま不登校になっているケースが多くみられる。
- 子どもに習い事や様々な体験をさせる機会が減少し、代わりにゲームをしたりスマートフォンを見たりする時間が増えた。

（新型コロナ禍の前後で就労環境（求人・求職）に変化があったと感じたこと）

- 非正規雇用の場合、シフトに入れなくなり収入が減少した人や失業した人がおり、経済的な困窮に陥った。特に飲食業・サービス業のダメージが大きく、収入が途絶えた人が多かった。正規雇用の場合は、職場のケア（有給休暇の利用や手当等）があり大きな変化がなかった人が多かった。
- 在宅ワークのニーズが高まったが、自身の能力や環境を理解していなければ職を得るのは難しく、そこまでたどり着ける人は多くなかった。
- コロナ禍になり、パートや派遣から正社員になりたいという人が増えた。また、パートのシフトに入れなくなり収入が減ったため、ダブルワークを希望するという人も多かった。
- 介護、清掃、物流分野の求人は増えたが、希望者が多い正規の事務職の求人は減り、未経験の人が就職するのは難しい状況だった。

（ひとり親家庭の支援のニーズと、効果的な支援として考えていること、支援のうえで困難と感じていること）

- 資格取得支援は効果があった。コロナ禍で仕事ができず、時間が出来たことから、自分で将来を考え「資格を取得して収入を上げていきたい」と長期的な視点で考える人も多くなった。
- 同じような環境にいる者同士で話ができることが心強いため、ひとり親同士で安心して話ができる機会を増やしてほしいという声をよく聞く。
- 学校行事が減り、特にひとり親の子の「体験の不足」が心配される。感染防止の工夫をしながら団体で催事を行っているが、会食などができないので、ひとり親家庭どうしの交流が十分に図られる機会を作れないことがもどかしい。
- 離婚前後の法律相談のニーズが高まっている。家事事件に詳しい弁護士と相談できる場が必要だと思う。
- 社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付は、非常にニーズが高かった。
- 奨学金やランドセルの配布、学習会の実施など、子どもに関する支援のニーズが高い。

(自立のために必要と感ずること)

- 目の前のことをどうにかしようとして、将来的なことが考えられないと、その時はよくても、子どもが独立して親が50代後半から60代になったときに自立できなくなってしまう。その家庭の10年20年後、子どもが自立するまで、長期的なビジョンを持って生活を考えることと、それに向けた就労等の支援が必要。
- 自分でSOSを出しながら生活ができることを「自立」と捉えてほしい。支援を受けることは悪いことではなく、自分で少しの隙間を埋めていくことで生活基盤が安定していく。自分から手を挙げられるように、世の中や地域がなってきたため、そこをうまく活用しながら「自立」を目指して行ってほしい。
- 希望する子に教育の機会を提供することは大事である。ひとり親家庭の出自であっても、将来漕ぎだしてゆくのはふたり親の子と同じ世界なので、「ひとり親だから特別の支援が受けられる」というのではなく、同じことができるようになることが望ましい。
- 誰に相談したらいいのか、また、自分がどのような状態になりたいのかかわからない人が多い。ファーストコンタクト時に相談者の考えの整理をきちんと行いつつ、単にサービスを案内するだけでなく、気持ちを否定せずに、相談者の状態に応じた寄り添った支援が必要。

(制度の認知状況、情報入手・制度利用)

- 住宅支援資金貸付は開始から日が浅いこともあり、認知はまだ十分とはいえない。
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業や、高等教育の無償化制度など、行政が支援していることを知らない人も多い。
- 人によって情報収集力の差がかなり大きい。地域や生活のレベル、これまでの経歴などが関係しているかもしれないが、情報の取り方やその制度への向き合い方、興味の持ち方に差があると感じる。
- スマートフォンは持っているが、自分では情報が取得できずに制度に繋がらない人が多くいる。
- 制度を利用する前に、どれを使うべきかアドバイスできる人と繋がるといい。